

## 第2回檜葉町職員不祥事の再発防止に関する第三者委員会 議事録

1 日 時 令和4年5月27日（金）午後1時30分～3時30分

2 場 所 檜葉町役場本庁舎3階大会議室

3 出席者 【委員】秋元 正國氏（双葉地方町村会常務理事兼事務局長）  
伊藤 宏氏（福島大学名誉教授）  
木村 和夫氏（令和4年度檜葉町行政区長代表）  
佐藤 慎也氏（弁護士）  
※五十音順（伊藤氏が委員長、秋元氏が副委員長）

【町】大和田 賢司（檜葉町副町長）  
猪狩 充弘（総務課長）  
横田 浩秀（総務課 総括専門員）  
坂本 和也（総務課 課長補佐兼行政係長）  
芦口 純一（総務課 財政係長兼財産管理係長）  
吉田 颯（総務課 財産管理係）  
渡邊 直央（総務課 行政係）  
西尾 潤也（総務課 財政係）  
片山 利夫（産業振興課長）  
松本 重人（産業振興課 課長補佐兼農林土木係長）

4 会議内容 ・猪狩総務課長の進行により開会  
・伊藤委員長より挨拶  
・伊藤委員長の進行により議事に入る

5 議 事

### （1）新たな不祥事について

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な意見と事務局からの回答。

委 員：免許証の有効期間について、本人の勘違いがあったとしても、期間の辻褄が合わない。本件については何か特別な理由や原因があるのか？

事務局：特別な理由は無いと認識している。本人の危機管理の無さが原因。

委員：毎年、通勤手当の確定作業において、任意保険の有無や車種、免許証の有効期限等の証拠書類の提出はあるのか？

事務局：通勤手当の支給に当たっては証拠書類の提示までは求めている。

これとは別に令和3年、免許証と車検の有効期限の確認は行っているが、証拠書類の提出までは求めなかった。

ただし本件事案の発覚後、全職員を対象に、免許・車検・任意保険の確認を行っており、本調査には証拠書類の提出を義務付けた。

## (2) 委員から頂いた主なご意見ご質問について

事務局より、資料に基づき説明。委員からの意見は特に無し。

ここで、伊藤委員長からの意見により、(3)～(5)の議事は関連があることから、一括の説明及び回答とした。

## (3) 町と外郭団体の関係性について

### (4) 檜葉町土地改良区における整理について

### (5) 檜葉町多面的機能広域活動保全会における整理について

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な意見と事務局からの回答。

委員：資料3のリストの団体は、外郭団体ではなく、関連団体という定義か？

事務局：リストの多くは外郭団体だが、本町における外郭団体の定義はその設立にあたって町が主体的に関わって設立し事務局を設けるものとしており、土地改良区はあくまでも農業者の発意により土地改良法に基づき県知事の認可により設立された団体ということで、外郭団体とは位置付けていないため、関連団体としている。

委員：出向職員に対する権限や責任ではなく、町が金銭や人的支援を行う団体と、町との関係性として、町への報告義務やそれに伴う町からの指導といったものが明確にあるのか？

事務局：外郭団体については決算報告等を町も確認することになっているが、前述のとおり土地改良区は外郭団体では無いため、人的支援は行っているものの、町の管理体制から外れていた。

委員：土地改良区と保全会、役員や監査はどのような人が担っているのか？

事務局：原則、田の所有者が組合員で、その中から役員及び監査が選任される。法律改正後、理事の5分の3が組合員から、5分の2は組合員以外でも可となり、監事は2名の1名は員外監事を置くこととなっている。

委員：内部監査について、決算書類の詳細な確認もせずに判子を押したという説明があったが、事実か？

事務局：事実である。当該職員が言葉巧みに騙した結果。

委員：当該職員が悪なのは前提であるし、役員が入れ替わりの時期で監査機能がうまく働かなかったこともわかるが、監査員の責任はかなり重い。

事務局：そのとおりで、実際、本件に係る保全会の損害分については、監査含め役員が全額を補填するという形で責任を取っている。

委員：監査制度の原則に則っていない。通帳との突合等を適正に行っていれば、その段階で把握は出来た。監査という仕組みはあったが、その仕組みが形骸化し、適正に機能していなかったということ。

## (6) 人事管理について

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な意見と事務局からの回答。

委員：社会人枠採用を活用する自治体が多くなっている中、社会人枠採用を原則行わないということに違和感がある。色々な経験をした人を採用することにはメリットもある。社会人枠採用が悪なものでは無く、どういう経歴の社会人を採用するのかという問題では。

委員：研修について、自治研修センターによる研修は座学であり、これを補うのが職場での上司の指導による研修となる。加えて、民間企業の社員を講師とする外部研修等を行うことで、職場の体質改善を行い、学習する組織となる。公務員とは公共サービス業であることの認識が必要。また体制の形骸化は組織上必ずあるもので、定期的な事務改善、意識改革が必要となる。

委員：利害関係者との接触等の規制について、地域のコミュニティに根差した町役場職員の場合、型にはめて検討するだけでなく、原則論を整理しつつ、例えば仕事上知り得た情報は話題にしないということや、相手方、場所、内容の限定等、様々なパターンを想定した方がいい。

委員：研修の一つとして、他自治体では金融機関と人事交流を行っている事例もある。自治体の活性化も含めて意味があり、研修にも様々な形態がある。

委員：風通しの良い職場づくりには、民間の組織論が参考になる。例えばホテル業界の研修を受けると、窓口業務やクレーム対応方法等を学ぶことができる。組織の雰囲気を変えることで、倫理・コンプライアンスの共有に繋がる。

事務局：毎朝の課・係単位のミーティングや、挨拶、目配り等の指示は町としても行っているところ。その他社会人枠の採用や研修については本日のご意見踏まえ、今後町としての方針を決めていく。

委員：職員が自発的に提案できるような仕組みはあるか？

事務局：毎月1回職員の提案制度を実施しており、新たな取組みや業務の改善に向けて意見を求めている。

委員：職員から行うことで、職場の全体的な意識向上に繋がるはず。

## (7) 入札制度について

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な意見。

委員：入札の目的は競争性の確保であり、併せて工事品質の確保や不適切な業者の排除を目的として、細かな制度・手法がある。一般競争入札や指名競争入札という制度の違いはあれど、予定価格の漏洩は別の問題。

予定価格の事前公表の例もあるが、あまり効果があったわけではなく、落札価格の高止まりや、低入札問題という弊害もあったと聞く。制度を変えただけで問題が解決するとは限らない。

委員：ここ数年自然災害が非常に多い状況で、頼りになるのが地元業者。地域の担い手を育てるという観点で、条件付き一般競争入札を活用することは有効。

委員：県の例では、見積を算定するための公共歩掛と設計単価は公表されており、最近では設計価格と大きく乖離した見積はあまり出てこない。工事の種類にもよるが、ソフト次第で設計価格と近似した金額は積算可能。制度見直しに当たってはそういった観点も必要となる。  
また県の一般競争入札制度も多様であり、他の先進自治体の例もあるため、制度導入にあたっては参考にするのがいい。

#### (8) 不祥事が起こりにくい仕組みづくりについて

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な意見と事務局からの回答。

委員：組織運営の中で、組織全体でのリスクマネジメントの検討が大事だが、第三者的な視点・チェックというのは難しい。第三者に何を期待するかにもよるが。

委員：銀行の場合、検査部が抜き打ち的に検査をする。行員に1週間強制的に休みを取らせ、別の行員が担当することで問題点の確認ができる。  
多数の目で確認する仕組みが必要。そのためにはコミュニケーションをとって、チームとして仕事する仕組みづくりが大事。報連相を大きな声で行うことで意外とお互いのチェックになる。それらも風通しの良い職場づくりに繋がる。風通しが良くなると、危ない場面も減っていく。

委員：大きくは2つ。倫理観やモラル、コンプライアンスの意識をいかに高めるか。また、不祥事が万が一起きてもすぐに発覚できるような仕組みづくり。

委員：職員からの意見の吸い上げ、ハラスメントの相談窓口などの環境は？

事務局：職員からの意見については、課・係のミーティングによるところが現状。  
ハラスメントについては総務課が窓口になるが、現状は相談しやすい環境にも無いため、個人の悩みなどを上司が把握できるような仕組みづくりをしていきたい。

委員：免許不携帯の職員は、相談相手等はいたのか？

事務局：孤立したような職員では無かったが、職場では相談された職員はいなかった。

(9) 今後のスケジュール及び進め方について

事務局より、資料に基づき説明。以下、委員からの主な意見。

委員：個別事象について、ここが問題だった、というわけではなく、組織全体として問題あった、又はあり得ることがわかった。

次回（第3回）では、これまでのことを整理しつつ、体系的にまとめたものを提示願いたい。

以上をもって、閉会。